

各都道府県知事 }
各都道府県選挙管理委員会委員長 } 殿

総務大臣

政治資金規正法の一部を改正する法律等の公布について（通知）

第216回国会において成立した政治資金規正法の一部を改正する法律（令和7年法律第1号。以下「法律第1号」という。）、政治資金規正法等の一部を改正する法律（令和7年法律第2号。以下「法律第2号」という。）及び政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等に関する法律（令和7年法律第3号。以下「法律第3号」という。）は、本日公布されました。

法律第1号は、渡切りの方法による支出の禁止等の措置を講ずることを内容とするもので、令和8年1月1日から施行することとされました。

法律第2号は、政治資金規正法の一部改正により、政党本部又は政治資金団体に係る収支報告書の電子情報処理組織を使用する方法による提出の義務化、収支報告書に記載された事項の検索が可能なデータベースのインターネットによる公開、外国人等からの寄附及び政治資金パーティーの対価の授受の禁止等の措置を講ずるとともに、租税特別措置法の一部改正により、政党の選挙区支部に対する寄附をした場合の寄附金控除の特例等の適用除外の措置を講ずること等を内容とするもので、政治資金規正法の一部改正に係る規定は原則として令和9年1月1日から、租税特別措置法の一部改正に係る規定は令和8年1月1日から、それぞれ施行することとされました。

法律第3号は、政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等について定めるもので、公布の日から施行することとされました。

貴職におかれては、下記事項に御留意の上、今回の改正内容の関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないよう、格別の御配慮をお願いします。

なお、今回の改正法の施行に伴い、政治資金規正法施行令（昭和50年政令第277号）及び政治資金規正法施行規則（昭和50年自治省令第17号）等についても、今後所要の改正を行うこととしており、これらに係る留意事項については、別途通知する予定です。

政治資金規正法の一部を改正する法律（令和7年法律第1号）関係

第1 渡切りの方法による経費支出の禁止

- (1) 政治団体の経費の支出は、当該政治団体の役職員又は構成員に対する渡切りの方法によっては、することができないものとされたこと（法律第1号及び法律第2号による改正後の政治資金規正法（以下「新規正法」という。）第8条の2の2関係）。
- (2) 政治資金の収支の報告に当たっては、真実の記載をしなければならず、収支の状況を明らかにしないようにするため支出の相手方として政治団体の役職員又は構成員を記載する等政治活動の公明の確保に支障を及ぼすような記載をしてはならないこととされたこと（新規正法第2条第3項関係）。
- (3) 上記(1)に伴い、政策活動費を充ててした支出の項目別の金額及び年月の収支報告書への記載に係る規定（政治資金規正法の一部を改正する法律（令和6年法律第64号）による改正後の政治資金規正法第13条の2）及び政策活動費の使用状況の公開等に関する制度の検討に係る規定（政治資金規正法の一部を改正する法律（令和6年法律第64号）附則第14条）を削除することとされたこと。

第2 施行期日

この法律は、令和8年1月1日から施行することとされたこと（法律第1号附則第1条関係）。

政治資金規正法等の一部を改正する法律（令和7年法律第2号）関係

第1 政治資金規正法の一部改正

1 収支報告書に係るデータベースによる情報提供の充実

(1) 政党本部又は政治資金団体に係る収支報告書のオンライン提出の義務化

政党本部又は政治資金団体の会計責任者は、収支報告書の提出について、電子情報処理組織を使用する方法により行うものとされたこと（新規正法第14条第3項関係）。

(2) 収支報告書に係るデータベースを用いた公表

総務大臣は、政党本部若しくは政治資金団体又は国会議員関係政治団体の収支報告書に係るデータベース（個人寄附者等に係る事項を除く。）を、インターネットを通じて一般の利用に供しなければならないこととされたこと（新規正法第20条第5項関係）。

2 外国人・外国法人等による政治資金パーティーの対価支払禁止等

(1) 政治資金パーティーの対価支払関係

① 何人も、外国人・外国法人等（特例上場日本法人を除く。）から政治資金パーティーの対価の支払を受けてはならないこととされたこと。

② 外国人・外国法人等は、外国人・外国法人等であること又は特例上場日本法人でないことについて、これを偽って政治資金パーティーの対価の支払をしてはならないこととされたこと。

③ 政治資金パーティーを開催する者は、当該政治資金パーティーの対価の支払を受けようとするときは、あらかじめ、当該対価の支払をする者に対し、外国人・外国法人等から政治資金パーティーの対価の支払を受けることができない旨を書面により告知するものとされたこと。

（新規正法第22条の8第4項及び第6項関係）

(2) 政治活動に関する寄附関係

外国人・外国法人等が政治活動に関する寄附をすることについても、(1)②と同様の規定を設けることとされたこと（新規正法第22条の5第3項関係）。

第2 租税特別措置法の一部改正

公職の候補者が、政党の支部で選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、その代表者が当該公職の候補者であるものに対して政治活動に関する寄附をする場合においては、寄附金控除の特例及び所得税額の特別控除の適用対象とならないものとされたこと（租税特別措置法第41条の18関係）。

第3 附則

1 施行期日

この法律は、令和9年1月1日から施行することとされたこと。ただし、(1)及び(2)に掲げる規定は、それぞれ次に定める日から施行することとされたこと（法律第2号

附則第1条関係)。

- (1) 2の規定 公布の日
- (2) 第2の規定 令和8年1月1日

2 政党交付金の交付停止等に関する法制上の措置

政党交付金の交付の決定を受けている政党に基準日に所属する衆議院議員又は参議院議員が政治資金又は選挙に関する犯罪に係る事件に関し起訴された場合に、当該政党に対して交付すべき政党交付金のうちその起訴された衆議院議員又は参議院議員に係る議員数割額相当額の政党交付金の交付を停止し、当該衆議院議員又は参議院議員が当該事件に関し刑に処せられたときは当該額の政党交付金の交付をしないこととする制度を設けるものとし、このために必要な法制上の措置について、この法律の公布の日後1年以内を目途として講ずるものとされたこと（法律第2号附則第10条関係）。

政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等に関する法律（令和7年法律第3号）関係

第1 趣旨

この法律は、最近における政治資金をめぐる状況に鑑み、政治に対する国民の信頼の回復を図るため、政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等について定めるものとするものとされたこと（法律第3号第1条関係）。

第2 政治資金監視委員会等の設置

1 政治資金監視委員会の設置

(1) 設置

政治資金の透明性を確保するため、別に法律で定めるところにより、国会に、政治資金監視委員会（以下「委員会」という。）を置くものとされたこと（法律第3号第2条関係）。

(2) 組織、任命等

- ① 委員会は、委員長及び委員をもって組織するものとされたこと（法律第3号第3条関係）。
- ② 委員長及び委員は、委員会の職務の遂行に関し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者のうちから、2の両院合同協議会の推薦に基づき、両議院の議長が、両議院の承認を得て、これを任命するものとされたこと（法律第3号第4条関係）。
- ③ ①・②のほか、委員長及び委員の身分保障及び服務並びに事務局の設置について定めるものとされたこと（法律第3号第5条から第7条まで関係）。

(3) 監視等

委員会は、次に掲げる事務を行うものとされたこと（法律第3号第8条関係）。

- ① 国会議員関係政治団体の収支報告書の記載の正確性に関する監視を行うこと。
- ② 政治資金の制度に関する提言を行うこと。
- ③ ①・②の事務を行うため必要な調査及び研究を行うこと。

(4) 説明又は資料提出の要求等

- ① 委員会は、(3)の事務の遂行のため必要があると認めるときは、国の行政機関、地方公共団体の公署、政党その他の者に対して、説明又は資料の提出の要求その他必要な措置を講ずることができるものとされたこと（法律第3号第9条第1項関係）。
- ② 委員会は、国会議員関係政治団体の収支報告書のうちに虚偽の記入があり又は記載すべき事項の記載が欠けていると認めるときは、当該収支報告書を提出した者に対して、当該収支報告書の訂正をさせるために必要な措置を講ずることができるものとされたこと（法律第3号第9条第2項関係）。
- ③ 委員会は、②の措置を講じたときは、その旨を公表しなければならないものとされたこと（法律第3号第9条第3項関係）。

(5) 両院合同協議会に対する国政調査の要請

委員会は、特に必要があると認めるときは、2の両院合同協議会に対し、国政に関する調査を行うよう、要請することができるものとされたこと（法律第3号第10条関係）。

2 両院合同協議会の設置

(1) 設置

委員会の委員長及び委員の推薦並びにその要請を受けて国政に関する調査を行うため、別に法律で定めるところにより、国会に、両院合同協議会（政治資金の透明性の確保に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会）を置くものとされたこと（法律第3号第11条関係）。

(2) 国政調査

① 両院合同協議会は、委員会の要請を受けた場合において必要があると認めるときは、当該要請に係る事項について、国政に関する調査を行うことができるものとされたこと（法律第3号第12条第1項関係）。

② 国会法第104条の規定（報告又は記録提出の要求等）は、①の国政に関する調査を行う場合における両院合同協議会について準用するものとされたこと（法律第3号第12条第2項関係）。

第3 その他の政治資金の透明性を確保するための措置

1 照会及び相談並びに情報の提供等のための体制の整備

国は、別に法律で定めるところにより、収支報告書の記載方法等について、政治団体の会計責任者等からの照会及び相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行うための体制を整備するものとされたこと（法律第3号第13条関係）。

2 関係者への周知

国は、第2の1(1)の法律、第2の2(1)の法律及び第3の1の法律の円滑な施行のため、これらの法律の趣旨及び内容について、関係者に十分な周知を図るものとされたこと（法律第3号第14条関係）。

第4 財政措置等

第2の1(1)の法律の施行に必要となる人員については、国会職員の定員に上乘せして確保されることとするとともに、当該法律の施行に必要となる経費が確保されるよう、格別の財政措置が講ぜられるものとされたこと（法律第3号第15条関係）。

第5 附則

この法律は、公布の日から施行することとされたこと（法律第3号附則関係）。